

令和3年 第5回 福岡市選挙管理委員会

3月24日(水) 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第2号 直接請求に必要な選挙人の数について

議案第3号 個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の
候補者等が納付すべき費用の額の承認について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和3年4月1日(木) 午前10時30分
- ・令和3年4月20日(火) 午前10時30分
- ・令和3年5月7日(金) 午前10時30分

議案第 2 号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求，市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を，令和3年3月24日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め，告示するもの。

令和3年3月24日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津田 隆 士

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
25,670 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
213,917 人
- 3 地方自治法第76条，第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
260,438 人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
東 区 84,683 人
博多区 65,848 人
中央区 54,624 人
南 区 71,967 人
城南区 34,885 人
早良区 59,549 人
西 区 56,279 人

（理由）

地方自治法第74条第5項，第75条第5項，第76条第4項，第80条第4項，第81条第2項及び第86条第4項，市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参考)

1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条
議会の解散請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
- (4) 地方自治法第80条
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条
長の解職請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
- (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長, 市選挙管理委員, 監査委員の解職請求
(80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
教育長, 教育委員の解職請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)

2 計算式

1について

$$\text{全 市} \quad 1,283,500 \times 1/50 = 25,670$$

2について

$$\text{全 市} \quad 1,283,500 \times 1/6 = 213,916.66 \rightarrow 213,917$$

3について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,283,500 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 260,437.49 \rightarrow 260,438 \end{aligned}$$

4について

$$\text{東 区} \quad 254,048 \times 1/3 = 84,682.66 \rightarrow 84,683$$

$$\text{博多区} \quad 197,544 \times 1/3 = 65,848$$

$$\text{中央区} \quad 163,872 \times 1/3 = 54,624$$

$$\text{南 区} \quad 215,901 \times 1/3 = 71,967$$

$$\text{城南区} \quad 104,653 \times 1/3 = 34,884.33 \rightarrow 34,885$$

$$\text{早良区} \quad 178,646 \times 1/3 = 59,548.66 \rightarrow 59,549$$

$$\text{西 区} \quad 168,836 \times 1/3 = 56,278.66 \rightarrow 56,279$$

※ 端数は切り上げる。

議案第3号

個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について

個人演説会，政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の管理者から申請があった当該施設の設備の程度及び当該施設の使用のために公職の候補者等が納付すべき費用の額については，申請のとおり承諾し，及び承認する。

令和3年3月24日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

申請内容

別紙のとおり。

(理由)

公職選挙法第161条第1項第1号に該当する個人演説会等の施設の管理者から，公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定により，当該施設において個人演説会等を開催するために必要な設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認を求められたことにより，それぞれ承諾及び承認を行う。

福岡市選挙管理委員会

委員長 津田 隆士 様

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき
費用額等の承認申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に関し次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

3 公民館

(1) 新規

| 区分 | 施設の名称 | 種別 | 納付すべき費用額 | | | 施設の設備の程度その他 | | | | | | | |
|----|----------|----|---|-----|----|-------------|----------|----|----|---------|----|----------|----------|
| | | | 平日 | 日曜日 | 休日 | 面積 ㎡ | 収容 人員 | 照明 | 演壇 | 聴衆 席 | 控所 | 会場 看板 | 放送 設備 |
| | | | 昼夜 | 昼夜 | 昼夜 | | | | | | | | |
| 新規 | 福岡市志賀公民館 | 講堂 | 福岡市公民館条例 (昭和39年福岡市条 令第91号)別表第2 に掲げる額 | | | 92 | 90 | 有 | 無 | 板張 | 有 | 有 | 無 |

(2) 変更

| 区分 | 施設の名称 | 種別 | 納付すべき費用額 | | | 施設の設備の程度その他 | | | | | | | |
|-----|-----------|----|----------|-----|----|-------------|----------|----|----|---------|----|----------|----------|
| | | | 平日 | 日曜日 | 休日 | 面積 ㎡ | 収容 人員 | 照明 | 演壇 | 聴衆 席 | 控所 | 会場 看板 | 放送 設備 |
| | | | 昼夜 | 昼夜 | 昼夜 | | | | | | | | |
| 変更前 | 福岡市田村公民館 | 講堂 | 現行どおり | | | 100 | 100 | 有 | 無 | 板張 | 有 | 有 | 無 |
| 変更後 | 福岡市田村公民館 | 講堂 | 現行どおり | | | 84 | 80 | 有 | 無 | 板張 | 有 | 有 | 無 |
| 変更前 | 福岡市西長住公民館 | 講堂 | 現行どおり | | | 99 | 90 | 有 | 無 | 板張 | 有 | 有 | 無 |
| 変更後 | 福岡市西長住公民館 | 講堂 | 現行どおり | | | 89 | 80 | 有 | 無 | 板張 | 有 | 有 | 無 |

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第161条 公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。次条から第164条の3までにおいて同じ。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設（候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。）を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

(1) 学校及び公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）

(2) 地方公共団体の管理に属する公会堂

(3) 前2号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第1項第3号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

○公職選挙法施行令

(個人演説会等の施設の設備)

第119条 (略)

2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、…(略)…設備の程度その他施設（設備を含む。）の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。

3 (略)

(個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用)

第121条 …(略)…公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

○福岡市公民館条例

(使用料の徴収)

第7条 利用者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けて公民館を使用する者に限る。以下本条及び次条において同じ。）からは、別表第2に定める額の使用料を徴収する。ただし、教育委員会が公益上その他特別の理由により必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

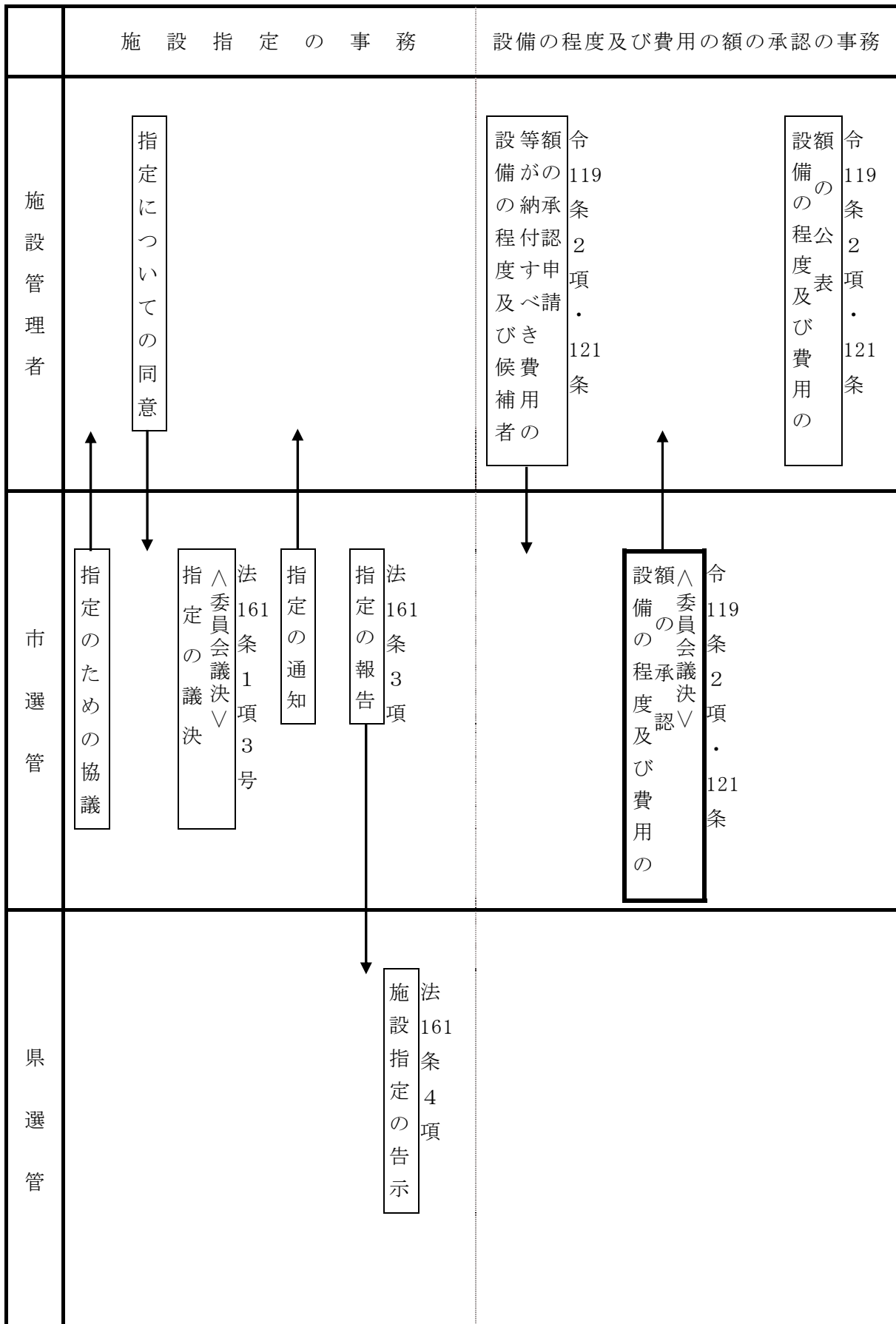
2 前項の規定にかかわらず利用者が入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料は、別表第2に定める額の2倍に相当する額とする。

3 前2項に定める使用料は、前納とする。

別表第2

| 区分 | 単位 | 金額 |
|-------|--------|----------|
| 講堂 | 1時間につき | 円 600 |
| その他の室 | | 350 |

個人演説会等を開催することができる施設の指定等に関する事務の流れ



報告事項 1

令和3年3月24日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

| 区分 | 3月1日現在 選挙人名簿 登録者数 (a) | 3月24日区委員会議決分 | | | | 抹消者 の合計 (b) | 移替える による 増加数 (c) | 移替える による 減少数 (d) | 3月1日 以降補正 登録者数 (e) | 今回の 新規登 録者数 (f) | 令和3年3月24日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f) | | 前回登録 に対する 増減数 (g)-(a) |
|-----|--------------------------------|--------------|---------------------|-------------|-------|-------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|--------------------------|---|-----------|--------------------------------|
| | | 死亡者 | 市外転出 後4箇月 経過者 | 在外登録 移転者 | 合計 | | | | | | 男 | 女 | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 東区 | 253,611 | 178 | 387 | 0 | 565 | 367 | 240 | 0 | 875 | 121,783 | 132,265 | 254,048 | 437 |
| 博多区 | 197,447 | 123 | 561 | 0 | 684 | 422 | 493 | 0 | 852 | 94,628 | 102,916 | 197,544 | 97 |
| 中央区 | 163,700 | 65 | 317 | 0 | 382 | 432 | 477 | 0 | 599 | 71,134 | 92,738 | 163,872 | 172 |
| 南区 | 215,742 | 152 | 345 | 0 | 497 | 387 | 331 | 0 | 600 | 99,044 | 116,857 | 215,901 | 159 |
| 城南区 | 104,592 | 64 | 137 | 0 | 201 | 233 | 262 | 0 | 291 | 48,673 | 55,980 | 104,653 | 61 |
| 早良区 | 178,469 | 123 | 177 | 0 | 300 | 301 | 326 | 0 | 502 | 82,771 | 95,875 | 178,646 | 177 |
| 西区 | 168,712 | 105 | 200 | 0 | 305 | 234 | 247 | 0 | 442 | 78,937 | 89,899 | 168,836 | 124 |
| 市合計 | 1,282,273 | 810 | 2,124 | 0 | 2,934 | 2,376 | 2,376 | 0 | 4,161 | 596,970 | 686,530 | 1,283,500 | 1,227 |

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

3月24日区委員会議決分

| 区 分 | 前回 登録者数 | 前回以降の 新規登録者数 | 前回以降の 登録移転者数 | 前回以降の 抹消者数 | 今回 登録者数 |
|-------|------------|-----------------|-----------------|---------------|------------|
| 東 区 | 137 | 0 | 0 | 2 | 135 |
| 博 多 区 | 98 | 0 | 0 | 0 | 98 |
| 中 央 区 | 138 | 0 | 0 | 1 | 137 |
| 南 区 | 135 | 0 | 0 | 0 | 135 |
| 城 南 区 | 73 | 0 | 0 | 1 | 72 |
| 早 良 区 | 116 | 0 | 0 | 0 | 116 |
| 西 区 | 70 | 0 | 0 | 2 | 68 |
| 福岡市計 | 767 | 0 | 0 | 6 | 761 |